

大店立地専門家会議（2019.12.12）

議 事

日 時：	2019年12月12日（木）10:00～11:28	
会 場：	札幌市役所本庁舎 6階 1号会議室	
出席者：	委員5名	今野座長、橋長委員、高橋委員、佐藤委員、道尾委員
	審査担当課6名	交 通：佐竹係員 騒 音：林環境対策課騒音対策担当係長、若浜係員 廃棄物：櫻庭係員、磯崎係員、田中係員
	経済局3名 （事務局）	守屋商業・金融支援担当課長、牛嶋商業・金融支援課商業振興係長 坂本係員
	傍聴者	0名
	配布資料	会議次第・出席予定者名簿・配席図
事務局（課長）	<p>本日は、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>今年度第3回目の大店立地法専門家会議を開催させていただきます。</p> <p>なお、本日は、岸委員、鈴木委員から所用のため欠席の連絡をいただいておりますが、在任委員の過半数の出席でございますので、専門家会議規則に基づき、本日の会議は有効に成立していますことを申し添えます。</p> <p>まず最初に、前回の会議でご指摘いただいた件につきまして、事務局の担当からご報告させていただきます。</p>	
事務局	<p>前回会議におきまして、委員の皆様から3点の指摘事項がございました。</p> <p>まず、1点目は、廃棄物等保管施設の運用についてです。</p> <p>コープさっぽろ新琴似店、ツルハドラッグ本町2条店につきまして、廃棄物等保管施設について、生ごみ冷蔵設備の維持管理やごみの収集に関しまして、計画的に運用する旨のご意見がございました。これらにつきましては、施設の維持管理の徹底と計画的な収集を行うよう設置者にお伝えしております。</p> <p>2点目は、交通関係のデータについてです。</p> <p>前回の会議で、岸委員から、交通量調査を冬に行った際に使用する交通量の補正值について根拠としているものが、平成17年度の交通センサスのデータでは古いということで、直近の平成27年度のデータを使用すべきではないかというご指摘がございました。</p> <p>この件につきまして、改めて札幌市の考え方を整理いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>根拠データである交通センサスについては、基本的に5年に1度、調査年度の秋のみに1回調査することとなっております。しかしながら、平成17年度の調査におきましては、例外的に、秋と冬の2回の調査を行っておりまして、特例的に補正值の算出が可能となったため、この補正值を利用しております。</p> <p>平成17年度の調査以降、平成27年度を含めまして、同一年度に2回以上の調査は行われていないことから、札幌市といたしましては、平成17年度の調査を使うことを認め</p>	

	<p>ている状況です。</p> <p>3点目は、大店立地法上の指針と実態との乖離についてです。</p> <p>前回の会議で、岸委員から、国が定める大店立地法上の指針と実態で異なる点が見受けられるため、札幌市として国に対して、現場の声を伝えていくべきというご意見がございました。</p> <p>先月の15日に、大店立地法の都道府県連絡会議が札幌で開催されまして、東京から経済産業省の大店立地法担当者が出席していましたので、札幌市より、社会情勢や生活スタイルの変化によって、店舗の届け出のあり方なども多様化していることから、指針の改訂の検討を求める要望をお伝えいたしました。</p> <p>国としては、今すぐの対応は難しいものの、しっかりと意見を受けとめるということでございました。</p> <p>札幌市としては、引き続き、機会を捉えまして、国に対して、実態に関する声を伝えてまいりたいと考えております。</p> <p>その他、前回の審議案件ではございませんでしたが、平成29年7月の専門家会議でご審議いただいた、スーパービバホーム白石本通店につきまして、その後の状況についてご意見が挙がりました。</p> <p>事務局におきまして、現況に関するヒアリングを行いましたので、本会議の審議後に改めてご報告させていただきます。</p> <p>事務局からは以上になります。</p>
事務局（課長）	<p>ただいまの報告につきまして、質疑等、各委員からございませんか。</p> <p>（「なし」と発言する者あり）</p> <p>それでは、審議に入らせていただきます。</p> <p>本日の審議案件は、アウトドア専門店CORSO SAPPORO、西区発寒スポーツ用品店、サンドラッグ平岡3条店の新設届けの3件でございます。</p> <p>移行の審議につきましては、座長に進行をよろしく願いいたします。</p>
今野座長	<p>ただいま事務局からご説明がございましたように、本日の審議案件は、新設の届け出3件でございます。</p> <p>初めに、事務局より、アウトドア専門店CORSO SAPPOROの概要説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>【概要説明】</p>
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま報告がございました届け出店舗に関しまして、ご質問あるいは審査に当たって留意事項等ございましたら、ご発言をいただければと思います。</p> <p>毎回のことでございますけれども、交通、騒音、廃棄物の順でまいりたいと思います。</p>
事務局	<p>欠席された委員からの意見はございません。</p>
今野座長	<p>それではまず、交通はいかがですか。</p>
橋長委員	<p>下のほうの大規模小売店舗における開店時刻と閉店時刻が24時間になっていて、来客者の駐車場を利用できる時間も24時間となっています。これは、ほかの資料だと、夜1</p>

	0時ぐらいまでに制限されていたりするのですが、駐車場を貸し出ししたりされるのですか。
事務局	こちらは、特に駐車場の貸し出しはしてなくて、単純に店舗の営業時間が24時間なので、駐車場も24時間使用できるような形になっております。
橋長委員	これは24時間なのですか。
事務局	そうです。
今野座長	他にいかがでしょうか。
高橋委員	思いやり用の駐車場は、何か決めみたいなのがあるのですか。どれぐらいに対してどれぐらいというのがあるのですか。
交通担当	大店立地法上の制約はございません。ただ、附置義務条例で1台以上設けるという規定がございますので、それに合わせて設置しているところでございます。
高橋委員	1台以上ということなのですね。わかりました。 もう一点は、自動二輪について用意していないのですが、駐車場に入れますと書いてあります。今回の届け出駐車場の台数は、必要台数に対してちょうど数字になっています。ということは、自動二輪が入ってきたらオーバーするという事にならないのですか。
交通担当	今回、店舗面積から算出される発生集中量と呼ばれるものに対する、交通量を見込んで駐車台数を設定しておりますが、その中に一旦バイクは計算上見込んでおりません。実際にバイクが来た場合はどうなるかという、43台の必要駐車台数以外に従業員駐車場と冬期堆雪場として19台分の駐車ますがございますので、そちらのほうで受け入れを対応することで駐車場があふれるということはないと想定しております。
高橋委員	実際上の運用云々については、そのとおりでと思うし、問題はないと思うのですけれども、純粹に届け出という観点で考えると、基本的には、今説明していただいたことは、他の事業者がやっていることと何も変わらないと思うのです。 ということは、他の事業者は自動二輪について駐車台数の算定には入っていないのだけれども、用意しているのですね。こちらは用意していないということですが、そういったところは、何となく、それでいいのかなと思ったのです。当然、従業員駐車場なり堆雪場はあるので、土地的には余裕があるというのは重々わかるのですけれども、それであれば、計算で求めた43台ではなくて、44台なり45台なりを用意してくれれば、余裕のある中で自動二輪を使うのであればというイメージになるのですが、仮に余裕のない場所に同じ条件で出されてきたときにはどうなるのかという疑問が残ったのです。大変意地悪で申しわけないです。
交通担当	今回のご指摘を踏まえ、今後、申請が出てきた際には、バイク置き場の考え方はどうなっているか、事業者の確認を進めたいと思います。
今野座長	他はよろしいですか。 (「なし」と発言する者あり) では、続きまして、騒音に参りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。
高橋委員	まず、夜間の騒音で、細かい小文字のc1'とかd1'とか、その辺の地点の決め方の確認ですけれども、c1'、d1'というのが、きっと一番近い住宅ということで設定されているのだと思いますが、その下に、駐車場の上に「店」と書いてあるところがありま

	<p>す。ここは店なのですけれども、人は全く住んでいないという判断になっているのでしょうか。</p> <p>ちなみに、これが来たら、いつもグーグルマップで見えるのですが、この当時だとは思いますが、一般的な家にしか見えないのです。仮に店だとしても、人が住んでいるのか住んでいないのかというのは、どんな感じになっているのでしょうか。もし人が住んでいるということであれば、そちらのほうがはるかに近いので、できればそちらで評価したほうがいいのではないかと思います。</p>
騒音担当	<p>我々もグーグルマップで確認しまして、委員がおっしゃるような印象を受けております。</p> <p>ちなみに、そちらのお店兼住居のように見えるところで予測を計算してみたのですが、50に対して49.9なり50ということで、確認の上、基準内かなと判断してございます。</p>
高橋委員	<p>それは、札幌市さんが計算してくれたということですか。</p>
騒音担当	<p>さようでございます。</p>
高橋委員	<p>例えば、そこに人が住んでいるということであれば、こちらで評価してくださいということを事業所に対して指摘しないのですか。</p> <p>例えば、数値的に、こちらで検証したらクリアしているから問題ないということでもいいのかという話です。変な話、もっと近い実態があるところを評価しないのをそのまま通してもいいのかという確認です。いいのであれば、全く問題ないです。</p>
騒音担当	<p>予測の地点の考え方がいろいろあるかと思うのですが、一応、原則的には東西南北の4方向でとなっているので、C-1、D-1については地図上の上側の部分で。</p>
高橋委員	<p>c1'、d1'は個別に影響を受ける地点ですよ。変な話、敷地境界は4面をとるのですが、近くて非常に高そうな地点で評価して、それは大概オーバーします。近いからです。それは分かるのですが、その場合は、近い影響を受ける民家のそばで、その敷地境界の音源から一番近い民家のところで評価しましょうという考え方ではないかと思うのです。</p> <p>この絵を見たときには、本当にc1'、d1'のほうが今言った店より近いのであれば全然問題ないのですが、もし遠いということであれば、なぜもっと近いところで計算しなかったのかという事業所に対しての質問にはならないのですか。距離が近ければ全然問題ないです。ちなみに、距離だけではなくて、遮蔽物等がなければという話です。</p>
騒音担当	<p>その辺は確認不足だった点もあるかもしれないので、次回以降、距離なんかも十分に考慮しながら指導をしてまいりたいと思います。</p>
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他はよろしいですか。</p>
道尾委員	<p>質問も兼ねてですが、今の騒音などに絡めて、今回、図面の中では緑保全に関する表記が描写として見えないのですが、騒音というものを計測するときに、遮蔽物として植栽に関しては何か計算が要るものなのですか。</p> <p>以前、交通の観点で、植栽を植えたときに、車から前方の道路の見通しをむしろ遮るものとか、そういうところでの判断はあると思うのですが、今回、どの3件について</p>

	も、敷地内で植栽関係をどうするのが描かれていないのです。そういったところの騒音に関しての質問です。
騒音担当	騒音については、基本的には、距離減衰と言いまして、距離がどれくらい離れるとどれくらい音が小さくなるかという計算に基づいて審査をしているのですが、遮蔽物については、基本的に距離減衰で基準を満たしている場合は遮蔽物の影響は考えないというか、計算上に反映しないということです。ただ、満たしていない場合には、遮音壁などをつけて、その影響を考慮するという形になっておりまして、緑について具体的にどういう計算ができるのかは把握していないのですけれども、距離減衰で基準を満たしていない場合に遮蔽物の効果も検討するということになるかと思います。
道尾委員	緑保全に関しては、また別の会議等で検討されている担当部署があるということですね。植栽等に関しては、2段階目として検討する段階があるかもしれないということですね。
事務局	そうです。
今野座長	ありがとうございました。 騒音関係について、ほかによろしいでしょうか。 (「なし」と発言する者あり) 最後に、廃棄物関係にまいりたいと思います。
佐藤委員	確認ですけれども、生ごみがほとんど出ないと書いてあるのは、釣り具の餌と考えてよろしいですか。
廃棄物担当	釣り具の餌ということでございます。
佐藤委員	釣り具の餌の排出頻度というか、出てくる時期とか量のイメージがつかないのですが、ほとんど出ないというのは頻度なのですか、それとも、1回に出てくる量が少ないという意味ですか。
廃棄物担当	釣り具センターが新しく行うアウトドア専門店ということで、既存の釣り具センターのお店より、もともと釣り具の餌自体も少ないということで、ロス自体が少ないということだと思います。
佐藤委員	一度に大量に出てくるということはないという認識でしょうか。
廃棄物担当	そういう認識です。
今野座長	ありがとうございます。 その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 (「なし」と発言する者あり) それでは、委員の皆様からも特段のご意見がないようですので、本件の審議結果は、市として、8条4項に基づく意見はなしとすることが適当と思われませんが、異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 (「異議なし」と発言する者あり) それでは、専門家会議としましては、市として意見はなしとすることが適当であると判断いたします。
道尾委員	今の審議の内容とまた別の質問があるのですけれども、今のCORSSOに関しての2ページ目、主として販売する物品の種類のところですが、釣り具、釣り餌の話があつて、こ

	<p>こはアウトドア用品という名前が店名にもついていて、実際にそれが売られると思うのですけれども、ここの種類は特段規定がないのでしょうか。店舗によっては2種類以上表記しているところもありますし、ここが見ていて疑問でした。会議とは関係のないところなのですが、お願いします。2ページ目です。</p>
事務局	<p>特段、大きな決めはないのですが、計画段階で、釣り具センターを運営している会社が行っているというところで記載をした形にはなっております。途中で、それを少し変えてアウトドア寄りにしたということになっているので、アウトドアの記載がここにはなかったという形です。</p>
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、続いて2件目に参りたいと思います。</p> <p>2件目は、西区発寒のスポーツ用品店の届け出案件についてです。</p> <p>事務局から概要説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>【概要説明】</p>
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまご報告がございました届け出店舗に関しまして、ご質問等あれば、ご発言いただければと思います。</p> <p>まず、交通関係ですけれども、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>今日、ご欠席されております鈴木委員から質問・確認事項がございます。</p> <p>事務局からご説明いただきたいと思います。</p>
事務局	<p>お配りした資料の中にもございますけれども、そちらからご紹介させていただきます。</p> <p>3枚目になるかと思えます。</p> <p>鈴木委員から、発寒第9号線、出入り口①に面している路線ですけれども、こちらから右折入場しないよう徹底した交通整理をお願いしますというコメントがございました。</p> <p>こちらに関しましては、発寒第9号線に面している出入り口①は右折入庫禁止と警察の協議ともそうすることになっておりますが、東方面から自動学校手前の交差点を右折しまして、大回りで出入り口②を使用する形となっておりますので、経路が若干わかりづらいということから、オープン時等に入庫経路の誘導を徹底するよう設置者に伝えてまいります。</p> <p>事務局からは以上になります。</p>
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、騒音についてはいかがでしょうか。</p>
高橋委員	<p>2点ほどお伺いしたいことがございます。</p> <p>先ほどもありましたB-6の図、地点A、B、C、Dが昼間設定されているのですけれども、A、B、C、Dの受音点といいますか、評価点の高さは、A、B、Cが1.5メートルで、Dについては3.5メートルとなっています。これも計算したら今の地点でいいのかもしれませんが、このA、B地点というのは、屋上に上がった地点だと思うのですが、それ</p>

	でも1.5メートルという高さに設定しているというのは、高いほうをきちんと計算して低いほうも計算して、低いほうが大きかったので低いほうを採用したということなのか、ぱっと見たときに、少なくとも自動車は上を通っているわけで、D地点と同じ3.5メートルというラインを通っているところが結構近いですし、ぱっと見ただけではわかりませんが、数値を見ても、自動車の走行音はまあまあいい数字が出ているのではないかと思います。
騒音担当	等価騒音の予測の高さの話だと思うのですが、基本的には、受音点側の問題で、Dのところはマンション、一方、A、Bのところは一般の住宅なので、そこも考慮してA、Bのほうは1.5という形です。
高橋委員	住宅は平屋ということですか。
騒音担当	2階建てではないかどうかということですね。そこまでは確認し切れていないのですが、入ってくる緑のところ、搬入のところは恐らく1階部分という……。
高橋委員	緑のところとはどこですか。こちらは色がついていないのです。
騒音担当	B-6の搬入車線のところですか。いわゆる予測地点A、Bの直近を通る車線です。
高橋委員	搬入車の影響ですね。
騒音担当	はい。
高橋委員	私が言っているのは、搬入車の影響が一番強いのですが、次に強そうなのはその上ですね。一般車両ですね。
騒音担当	一般車の屋上の走行のところですね。
高橋委員	搬入車両よりは距離は離れているのですが、上から来る音で、予測地点Bについては、搬入車の影響もより強く受けますし、一般車の上からの音も影響があるということです。どちらが強いかというと、計算したら、今言ったように、荷さばきの搬入車の影響が強いのので1.5にしましたという結論だろうと思うのですが、その辺の確認はされていますか。
騒音担当	直接、事業者には確認していないので、その辺を含めて確認したいと思います。
高橋委員	もう一点は、先ほどの西区役所の土木部でしたか、指摘の中に大型出入り口①、②については大型車が入りしめすと書いてあります。大店法の騒音の予測云々の決めがよくわからないのですが、一般的に道路交通騒音の予測をするときには、大型車と小型車を分けまして、当然、発生源のもとも持っているエネルギーが違いますので、大型車については、より大きなレベル、この中で見ても、荷さばきをするトラックのパワーレベルと一般車のパワーレベルは10デシベル以上違うと思うのですが、今回、一般の駐車場に大型車が入ると記載になっているということらしいので、それは全く読めなかったのですが、土木部の指摘を見ると、大型車が入りますよと。よくよく見ていくと、駐車場の上のほうに2.5掛ける16メートルという少し広めの駐車場が用意されていますということであれば、大型車を含めての予測はこの中でされているのでしょうか。
騒音担当	来客の自動車走行音についてはB-10ページに計算の内容が書いてございまして、一番上の表の右側ですが、車両走行音としては82デシベル計算書値ということで、こちらは、いわゆる乗用車の数値を用いて計算をしているということでございます。 委員がおっしゃった大型車もということで、こちらでも調べましたところ、小型トラッ

	<p>クであれば、このパワーレベルが91デシベルぐらいになると計算されまして、駐車場の割合ですが、130台に対して大型が11台程度ということで、一応、そのパワーレベルで計算してみたところ、等価騒音に与える影響としては、多くても1デシベル程度でございましたので、もし大型車が入ってきても大きな影響はないかなと考えてございます。</p>
高橋委員	<p>レベル的にも大丈夫ということいいですね。</p>
騒音担当	<p>さようでございます。</p>
高橋委員	<p>これも先ほどと同じですけれども、なぜそうしなかったのですかというのは事業者のほうに問いかけ等はしないのでしょうか。</p>
騒音担当	<p>指針の中では乗用車の82デシベルを使えるという記述があるものですから、一応、それを使っているというようなことではあるのですが、その辺も含めて事業所のほうに聞いてみたいと思います。</p>
高橋委員	<p>予測の細かい手順というのは、多分、手引きとかに書いてあると思うのですが、基本的には騒音制御学会で出している道路交通騒音の予測二千何とかという年代がついた予測手法がありますので、それをもとにするという記載になっていると思います。そういうことを考えると、本当に大型車が入るといふことであれば、先ほど計算してもらったような単純な話なので、何台入りますよという想定のもとに計算してもらおうほうがいいのではないかと思います。</p>
今野座長	<p>他はよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>続いて、最後に廃棄物関係に参りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
道尾委員	<p>交通の観点で言い忘れていたことがありまして、A-10の図面で見たとときに、駐輪場の位置なのですが、今、搬出入車のところに60台分と店舗の入り口に恐らく近いであろう交差場のところに25台というふうにあって、A-5のところの必要駐輪台数の数で言うと、これを合わせての85台ということだと思っておりますけれども、大店立地とか自転車等駐車場の条例に関して、これは奥の60台というのは従業員を想定しているように見えるのですが、こういった分散配置の仕方で構わないのか、あくまで、この駐輪台数というのは来客車両ということではなくて、従業員も含めた数での想定なのかということをお伺いしたいです。</p>
交通担当	<p>自転車の駐輪附置義務条の取り扱いですけれども、条例上は、準工業地域については設置しなくてもいいという取り扱いになっておりまして、今回、お示ししている数字については、設置が必要な場所であったときに、どれぐらい必要かということ参考で記載させていただいているものになります。</p> <p>いずれにしても、こう記載されている中で、恐らく一般の駐輪場として利用されるということになると思いますので、搬出入車両の動線と輻湊しているということについては、安全管理をどうするかということについては事業者のほうに指摘していきたいと思っております。</p>
道尾委員	<p>A-10の図面なのですが、搬出入者の出入り口のところに関してなのですが、その他の出入り口と同じように、出庫時の左折表示は掲示しなくていいのでしょうか。</p>

	<p>A-8にも搬入車経路のところでは矢印が一方行になっていますので、そうした運用を徹底するという意味では、直接、業者に口頭で説明いただくのか、サインとしてあったほうがいいのではないかとこのところでは。</p>
交通担当	<p>一般の車両と比べて、事業用の出入りになりますので、それについては、直接事業者のほうに恐らく伝えて徹底するように、もう一度、事業者を確認したいと思います。</p>
道尾委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、図面上ですけれども、その他の出入り口のところは出入り口の幅員が数値として見られるのですが、この搬出入車の出入り口に関しては寸法の表記がありません。それは、物理的には大丈夫な状況で確保されてはいるのかもしれませんが、そこが抜けているのが気になりました。</p>
交通担当	<p>かしこまりました。次回以降は、こういう漏れがないようにしていきたいと思います。</p>
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>廃棄物について特にないということでした。</p> <p>委員の皆さんからも特段の意見がございませんでしたので、本件の審議結果は、市として、8条4項に基づく意見はなしとすることが適当と思われませんが、異議はございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と発言する者あり）</p> <p>それでは、専門家会議として、市として意見なしとすることが適当であると判断いたします。</p> <p>交通、騒音の道尾委員と高橋委員からいただいた案件について、事業者を確認していただきまして、最終的な意思決定にも反映いただければと思います。</p> <p>それでは、三つ目の案件に移りたいと思います。</p> <p>サンドラッグ平岡3条店について、事務局から概要説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>【概要説明】</p>
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまご報告ございました届出店舗に関しまして、ご質問等ございましたらご発言をいただければと思います。</p> <p>まず、交通関係はいかがでしょうか。</p>
道尾委員	<p>A-10の配置図をもとに質問したいのですが、店舗3、セブンイレブンの荷さばき施設の1なので、出入り口2とか隣の眼鏡店に移動したり、割合に通過交通が予想されるような場所なので、この位置でないと何か運営上の取り決めがあるのか、例えば、店舗3の左側ですが、端のほうに寄せるなどして通過交通とのリスクを避けるのか、そういうようなことはないのでしょうか。</p> <p>コンビニなので、頻繁に荷さばきが発生するような計画になっているようなので気になりました。</p> <p>それから、店舗2のところに関しても、思いやりのゾーンと荷さばきのところが1日に1回程度の荷さばき頻度だということですが、ここも実際に運営される場合には注意が必要な場所なのかと思いました。</p>

交通担当	<p>荷さばきの場所については、特に規定はございません。</p> <p>あとは、止めた場合でも通行幅員は確保されているというところは図面上でこちらも確認しているところですが、止めている場合と止めていない場合に比べて、止めた場合、若干交通への障がいというか、影響があるということはございますので、影響がないように事業者側に意見として伝えたいと思います。</p> <p>セブンイレブン側の荷さばきなのですから、本来ならば店舗の出入り口前に設けたいというのが事業者側の意向だとは思いますが、今回の配置計画上、前に設けると、思いやりの車の場所であったり、駐車場のスペースが減ってしまうことも考えられますので、恐らく、この位置でやむを得ないという形で判断したのではないかと考えておまして、店舗の裏側に持っていくとトラックから荷おろしをして運ぶ距離が長くなってしまいますので、そこら辺を配慮して計画されているのではないかと考えているところでございます。</p>
道尾委員	<p>この図面上で言うと、搬出入車両注意表示というのは、それのみの出入り口のところ2カ所にはありますけれども、通常に搬入出車両が通りますということは表示したほうが望ましいのでしょうか。それとも、このままの内容でも利用者として、お客目線、搬入出業者目線でいうとどうなのでしょう。文字面だけ書いてあればいいということではないと思うのですけれども、業者指示でそういったところが解決できるのか、お伺いしたいです。</p>
交通担当	<p>どこまで看板の設置を設ける義務があるかについては、大店法上必要だということまで言い切れないところがありますので、今回出たご意見については、事業者伝えて、どのような対策ができるのか、検討するようにしていきたいと思います。</p>
今野座長	<p>他はよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>本日、欠席されております鈴木委員からもご意見等がございましたので、事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>鈴木委員からは、コンビニが24時間営業のため、駐車場の利用可能時間も24時間となっていますが、全ての駐車マスを開放するのか。その場合、夜間の照明レベルは問題ないのか。照明レベルや駐車スペースの安全性の両立をお願いしますという意見がございました。</p> <p>こちらにつきましては、東側の住宅に近い出入り口③の軽の駐車スペースの2台分を夜間に使用不可にするとのことでした。</p> <p>照明レベルにつきましては、環境省のガイドライン等の基準内で運用するかと思いますが、改めて設置者に確認しまして、周辺住民に影響が出ないよう、照明レベルに配慮するとともに、駐車スペースの安全性を確保することを設置者に伝えてまいります。</p>
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、騒音関係にまいりたいと思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
高橋委員	<p>測定地点についてですが、まず、昼間B-6の図ですが、A、B、C、Dの地点の表を見ますと、高さがAが1.5メートル、Bが3メートル、Cが3メートル、Dが1.5メートルとなっているわけですが、Cを3メートルにしている理由は何でしょうか。</p>

騒音担当	Cの高さのお話ですが、恐らく、店舗3の空調機の高さなりを考慮してのことだと思っております。
高橋委員	そうかと思うのですが、B-2ページの表の数字を見ていくと、自動車走行音がレベル的には一番大きいのではないかと見えるのですけれども、それであれば、通常は1.5とか、銀行も1階使っていませんよということはないと思いますので、1階部分も想定した1.5とかのほうが適切のように見受けられるのですが、これもきちんと計算した上で3のほうが高いので、3にしましたということであれば全然構わないです。見た感じ、そのような印象を受けたのです。
騒音担当	そのあたりを事業所に確認してまいりたいと思います。ありがとうございます。
高橋委員	次に、夜の騒音の評価地点ですが、図で言うと次のページになるわけですが、これも先ほどの細かい小文字の地点になるのですが、小文字のb 2'、c 1'、c 4'、d 1'という評価地点があるのですけれども、これは、そこに病院があるのですけれども、病院というのは大分近いと思うのですが、これは評価対象外になるのでしょうか。
騒音担当	こちら1件目のCORSOの話とかぶってしまうのですが、私どもも気になったものですから、札幌市のほうで計算をしたところ、46デシベルぐらいということでした。基準の50以内になっていることは確認していましたが、その点も含めて事業者が評価するほうが適当だと思いますので、そのように指導してまいりたいと思います。
高橋委員	全部そうなのですが、同じ業者さんがやっているの、逆に言いますと、かなり細かく地点を決めていらっしゃるようなので、なお目についてしまうのです。申し訳ないけれども、そういう形で見えてしまうので、医院に近いところにあるのに選んでいないというのは、一度、業者のほうにきちんと確認をとっていただいたほうが良いと思います。よろしくお願いたします。
今野座長	そのほか、いかがでしょうか。 (「なし」と発言する者あり) それでは、最後に廃棄物に参りたいと思います。 廃棄物について、何かございますでしょうか。
佐藤委員	確認ですけれども、これは3店舗合計すると大店法にひっかかるということによろしいのですか。
廃棄物担当	そのとおりです。3店舗合計すると該当するという形になります。
佐藤委員	交通とか騒音だと、複合施設になると影響が大きくなるというのはわかるのですが、廃棄物だと、結局、各店舗の廃棄物量になってくるのです。 例えば、ここで、セブンイレブンさんで生ごみが出るので注意してくださいと。でも、ほかに店舗でも同じでしょうとなって、判断がなかなか難しいのですが、ここで言うサンドラッグさんの店舗面積が一番大きいとすれば、生ごみが出る場所はしっかり収運を計画どおりやってくださいと注意を促していただければと思います。 1店舗で大きいと排出量が多くなるので注意が必要かと思うのですけれども、複合施設になってくると判断が若干難しいと思います。正直に言ってしまうと、眼鏡屋さんとかセブンイレブンさんは入れなくても評価としては問題ないのではないかと個人的には思いま

	<p>す。</p> <p>注意点としては、できればサンドラッグさんの方に伝えていただきたいということです。</p>
<p>今野座長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>それでは、ただいま報告がございました届け出店舗に関しましては、委員の皆様からも特段の意見がございませんでしたので、本件の審議結果は、市として8条4項に基づく意見はなしとすることが適当と思われませんが、異議はございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と発言する者あり）</p> <p>それでは、専門家会議として、市として意見はなしとすることが適当であると判断いたします。</p> <p>なお、審議の中で、まず交通の部分で鈴木委員、道尾委員から指摘ないし確認事項がございました。騒音の部分で高橋委員、廃棄物の部分で佐藤委員からもございました。</p> <p>指摘の部分については、設置者に対して注意を促していただきたいということと、確認事項は確認していただき、結果に問題がございましたら、最終的な意思決定に反映いただければと思います。</p> <p>今回の届け出3点についての審議は以上で終えたいと思いますけれども、最後に、スーパービバホーム白石本通店の現況報告について、事務局からお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、お配りした資料の「スーパービバホーム白石本通店について」、「次の届け出当初」と記載されてある、上下にある図の2枚をご覧ください。</p> <p>それでは、スーパービバホーム白石本通店の件につきまして、ご報告いたします。</p> <p>こちらは、平成29年7月12日の専門家会議での審議案件についてご存じない委員の皆様もいらっしゃいますので、改めて、経緯、論点などを含め一連の流れをご説明させていただきます。</p> <p>まず、1枚目の最初に大まかな施設概要を記載しておりますが、スーパービバホーム白石本通店は、平成29年2月1日に大店の届出がございました。</p> <p>施設配置につきまして2枚目をご覧くださいなのですが、上段が届け出時の図面となっております。</p> <p>こちらの赤の斜線で引いているのが当該施設の建物部分となっております。</p> <p>出入り口については、建物南側の出入り口①、②、建物西側の③の3カ所となっております。</p> <p>一番大きい道路である建物北側の国道12号沿いに出入り口がなく、出入り口①、②が面する吉田山2号線、出入り口③が面する大谷地線とも生活道路となっております。</p> <p>こういった状況を含めまして、改めて1枚目をご覧ください。</p> <p>この届け出につきまして、住民意見として要望が寄せられました。</p> <p>要望としては大きく三つあり、一つ目は、計画の出入り口では混雑するため、国道12号線側に出入り口を設置すること、二つ目は、冬期において吉田山2号線の除排雪を適切に行うこと、三つ目は、吉田山2号線は大谷地小学校の通学経路となっているため、登校</p>

する児童の安全確保のため営業時間を変更すること、以上の三つでございます。

また、専門家会議においても、意見ありと判断いたしました。

専門家会議の意見としては、1点目は、住民意見同様、国道12号線側にも出入り口を設置すること、2点目は、国道12号線と大谷地線との交差点について十分な調査がされていないこと、3点目は、敷地内に十分な雪堆積場がなく、除排雪の実効性が乏しいことが挙げられました。

札幌市としては、この住民意見及び専門家会議での議論を踏まえまして、この届け出について意見ありと判断いたしました。

札幌市の意見としては、国道12号沿いに駐車場出入り口を設けるなど、駐車場出入り口の位置や入庫経路について見直しを行うこと、雪堆積場が狭隘であるため、雪堆積場の確保を行うこと、周辺道路の除排雪計画を作成して、道路管理者である白石区土木部と協定を締結することを意見として決定し、設置者に通告いたしました。

裏面に移りまして、この意見を受け、設置者から変更届が提出されましたが、内容については、以下のとおりであります。

まず初めに、駐車場出入り口の位置や入庫経路についての見直しについて、三つの対応策が示されました。

1点目としては、新たに三つの交差点の飽和度等の予測調査を行ったところ、全ての地点において交通障害が発生しない結果となったとのことでした。

2点目についてですが、資料2枚目の下段をごらんください。

下段の赤丸で囲んでいるところに、国道12号沿いに搬入車両出入り口がございます。この出入り口は、交差点内に設置されているため、法令上は一般車両出入り口としての使用が原則認められておりませんが、市の意見を受けまして、繁忙時のみ来客が利用できるように国土交通大臣の認定の申請手続を進めているとの報告があり、平成30年7月24日に認定されました。

また、1枚目の資料に戻っていただきまして、裏面の3点目になりますが、吉田山2号線沿いの敷地境界を50センチメートル施設側に後退させて歩道を拡張し、2メートル程度確保しまして、児童及び歩行者の安全に配慮することが挙げられました。

また、雪堆積場の確保については、必要駐車場台数の見直しを図り、届け出駐車場台数の減数の届け出を行い、冬期間の雪堆積場を確保するとの申し出がありました。

また、除雪に関しまして、白石区と協議の上、除雪計画を策定いたしまして、協定を締結することの報告がありました。

こちらについては、平成30年12月6日に協定を締結いたしまして、吉田山2号線沿いの出入り口①、②付近ですとか、交差点の除排雪を設置者であるビバホームが行い、その費用も設置者が持つということの内容で締結しております。

設置者のこれらの対応策を受け、札幌市としては、上記変更内容が市の意見を適正に反映しているため、勧告は行わないこととし、平成30年3月31日に当該店舗の開業に至りました。

開業後、1年9カ月が経過しており、店舗周辺の生活環境への影響についてヒアリング

	<p>するため、11月29日に当該地区の連合町内会の会長である稲垣氏との面談を行いました。</p> <p>稲垣様からのお話によりますと、当該店舗が開店して以降、周辺住民から渋滞や交通安全面における苦情は聞いておらず、事故の発生もしていない。また、大谷地小学校からも当該店舗周辺で児童が危険な目に遭ったなどの声は聞いていない、また、稲垣様がビバホームの店長に確認したところ、店舗側にも地元住民や来店客からの苦情は寄せられていないとのことでした。</p> <p>また、同連合町内会では、小学校の児童の通学時間帯にスクールガードの協力を行っておりまして、当該店舗周辺においても、児童の登校の見守りを行っているとのことでした。</p> <p>以上より、スーパービバホーム白石本通店につきましては、現時点において、当初懸念されていた交通面を中心とする悪影響などは見受けられませんでした。引き続き、状況を注視し、住民からの苦情などがございましたら、設置者に配慮を求めるなど対応してまいりたいと考えております。</p> <p>事務局からの報告は以上です。</p>
今野座長	<p>ただいまの事務局の報告について何かございますか。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>それでは、司会進行を事務局のほうに戻します。よろしく願いいたします。</p>
事務局（課長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の審議・報告事項は以上でございます。</p> <p>次回の会議については、現在、日程調整をさせていただいておりますが、2月ごろの開催を考えておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。日程が決定いたしましたら、改めてご連絡させていただきます。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の専門家会議を終了とさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中をありがとうございました。</p>